平成２６年（フ）第３０８８号
神奈川県平塚市徳延597―３　ビレッジグリーンリバーＡ201
破産者　高橋　　豊
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１５号
東京都港区麻布十番１丁目９番２号
破産者　株式会社Ａｒｔｉｓｔａ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１６号
東京都港区六本木５―12―19―301、住民票上の住所東京都品川区東五反田１丁目２―26―301
破産者　鵜野　秀樹
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０６２号
東京都足立区青井６丁目８―16
破産者　永井　幸男
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０９３号
東京都墨田区東向島４―25―20―303、住民票上の住所千葉県館山市北条715―３
破産者　石川　一成
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３５４号
東京都足立区西新井栄町２丁目14―２
破産者　初沢　治子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９４８号
東京都足立区梅島２丁目34番12号
破産者　有限会社トーセツ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９４９号
埼玉県川口市大字安行原1086―12
破産者　上林　　仁
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９７４号
東京都台東区浅草橋５丁目17番１号
破産者　有限会社スキーム・ワークス
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９７５号
神奈川県横浜市港北区高田東３丁目35―６―103、開始決定時の住所千葉県流山市東初石３丁目108―76
破産者　岸　　康一
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０１８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町56―２―603
破産者　戸塚貴美子
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２５号
愛知県豊田市前山町５丁目23番地58
破産者　ハッピーパレット株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２６号
愛知県知立市八橋町山田谷８―292
破産者　岩下　和美
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２８号
茨城県ひたちなか市外野１丁目35番11号
破産者　株式会社シーイーストカンパニー
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２９号
茨城県日立市東滑川町２丁目18番５号
破産者　有限会社エムイーコーポレーション
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１４４号
千葉県浦安市富士見３丁目23番20号
破産者　有限会社本城
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２１３号
東京都世田谷区北烏山１丁目57―21―104
破産者　廣元　光彦
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２３３号
東京都港区西新橋３丁目15番12号
破産者　ファーストレーン株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２６７号
東京都港区芝公園１丁目３番９号
破産者　アイシー印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２６８号
東京都足立区小台１丁目18―８―705
破産者　柏木　　覚
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５５号
埼玉県上尾市大字原市2218番地
破産者　有限会社長谷川
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５６号
埼玉県上尾市本町４丁目７―25　グランハイム小川Ｂ―102
破産者　長谷川秀男
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部